

商標と意匠の関係

—欧州共同体意匠規則による商標の保護—

青木 博通



目次

はじめに

1. 欧州共同体意匠の保護対象
2. 欧州共同体意匠の保護要件
3. 欧州共同体登録意匠の保護範囲
4. 欧州共同体登録商標との比較
5. 欧州共同体登録商標と欧州共同体登録意匠との抵触と調整
.....

はじめに

2003年4月1日に欧州共同体意匠規則（以下、「規則」という）が全面的に施行された⁽¹⁾。規則では、意匠の保護対象が、図形商標や図案化文字商標（以下、「図形商標等」という）についても拡大されている。

本稿では、規則において、図形商標等がどのような要件の下に意匠として保護され、また、欧州共同体登録商標とどのような権利の調整がなされているか検討し、日本の企業が規則を利用して意匠として商標を保護する場合の留意点についても言及する。

商標と意匠との関係については、「新商標法の下における立体商標の保護—米国・英国との比較法的検討—」CIPIC ジャーナル 56号（1996年）及び「立体商標と意匠」DESIGNPROTECT 42号（1999年）で、日本の立体商標制度の視点から論述したことがある。本稿は、欧州共同体意匠規則の視点から商標と意匠の関係を検討するものである。

1. 欧州共同体意匠の保護対象

規則3条において、「意匠」とは、製品全体又は部分の外観（appearance of the whole or a part of a product）であって、当該製品自体及び／又はその装飾の、特に線、輪郭、色彩、形状及び／又は素材の特徴に由来する外観をいい、「製品」には、あらゆる工業品または手工芸品（any industrial or handicraft item）、とりわけ（inter alia）、1個の複合製品に組み立てることを意図した部品、包装、表装（get-up）、グラフィックシンボ

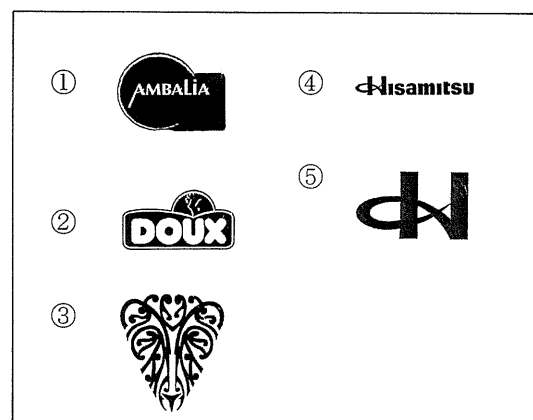
ル、タイプフェイスが含まれると定義されている。

日本の意匠法のように、物品性が要求されないため、グラフィックシンボルのみも保護対象とされており、この中には、図形商標や図案化文字商標も含まれることになる。すなわち、意匠として商標が保護されることになる。

出願をするときには、製品名を「Logos」と記載する。

2003年6月21日時点は、製品名を「Logos」として登録したものは、1807件の登録中8件あった。表1に、①ECE SARL社（フランス）のAMBALIAのLogo（登録3637-1）、②Doux SA社（フランス）のDOUXのLogo（登録4502-1）、③ZARINE B.V.社（オランダ）のLogo（登録4452-1）、④久光製菓（日本）のHisamitsuのLogo（登録4932-1）、⑤久光製菓（日本）のHのLogo（登録4932-2）を示す。

表1 欧州共同体意匠として登録された図形商標及び図案化文字商標



2. 欧州共同体意匠の保護要件

意匠として図形商標等が保護の対象となっているが、以下の保護要件を満たさないと保護を受けることができない。

実体審査は、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）により、意匠が保護対象（定義）に該当するか（規則3条）、公序良俗違反でないか（規則9条）の2点のみなされる（規則47条1項）。

(1) 保護対象(規則3条)

上記1. 参照。

(2) 新規性(規則4条, 5条) —相対的新規性

共同体意匠と同一の意匠が出願日(優先日)前に公衆の利用に供せられ(available to the public)ていないときは、新規性(novelty)があるとみなされる。重要でない細部(immaterial details)において違う場合は、同一の意匠の範疇に含まれる。

「公衆の利用に供せられ」の意味については規則7条に規定があり、意匠が、登録後の公告その他で公示され、展示され、取引において使用された等の場合には、当該意匠は新規性(5条)及び独自性(6条)との関係において公衆の利用に供せられていたものとみなされる(規7条1項)。

しかしながら、欧州共同体内で事業を営む当業者にとってビジネスの通常の過程で合理的に知り得なかった場合には(not reasonably have become known in the normal course of business to the circles specialized in the sector concerned, operating within the Community)、公衆に利用可能となったものとはみなされない(規7条1項)。

すなわち、日本のような絶対的な新規性要件ではなく、判断主体を欧州共同体内で事業を営む当業者におく、相対的な新規性要件となっている。

ブロック体の文字商標は、新規性がないので保護されない。図案化文字商標や図形商標は、図案化した部分や図形部分に新規性があり、他の保護要件を満たせば保護されることになる。

(3) 独自性(規則4条, 6条)

共同体意匠が情報に通じた使用者(informed user)に与える全体的印象が、出願日(優先日)前に公衆の利用に供せられた意匠と異なっているときは、独自性があると判断される。但し、独自性を評価する場合には、当該意匠の開発における意匠創作者の自由度を考慮しなければならない。

「公衆の利用」の意味については、上記1.(2)参照。

「情報に通じた使用者」については、英国特許庁のホームページに、「『情報に通じた使用者』とは、詳細に細部を見分ける能力のある意匠の専門家(Design Expert)ではなく、むしろ、その製品に精通している者をいう。例えば、ウェイトレスが新しいカフェテリアを、既存のカフェテリアとの関係で前にどこかでみ

たことがある(デジャブ(deja vu))として判断するであろうか?」との説明がある。また、Paul Maier(Director of the Designs Department of OHIM, Alicante) and Dr. Martin Schlötelburg(Administrator in the Designs Department of OHIM, Alicante)「Manual on the European Community Design」Carl Heymanns Verlag KG(2002)には、「コレクター又は小売商人」が該当する旨の説明がある(翻本(水野みな子弁理士監修)がAIPPI日本部会より発行されている)。

「意匠創作者の自由度」については、英国特許庁のホームページに「その外観が機能に基づくものでなく、また、Must Fitでもない場合には、意匠創作者の自由度があると判断される」旨の説明がある。また、Paul Maier and Dr. Martin Schlötelburg「Manual on the European Community Design」Carl Heymanns Verlag KG(2002)にも「意匠創作者の自由度については、技術的機能(Functionality)、先行意匠(Prior Art)が考慮される」旨の説明がある。

図形商標等が情報に通じた者からみて、従来からある意匠・商標とその全体的印象が異なれば、他の保護要件を満たすことを条件に保護される。

(4) 新規性及び独自性喪失の例外規則(7条)

出願日(優先日)前12ヵ月以内に意匠創作者またはその承継人の行為または提供した情報に起因して公衆に利用可能となった場合には、新規性及び独自性を喪失しない(新規性喪失の例外規定)。

会社合併によって、新しい図形商標等を発表する機会が多いが、発表後でも、1年以内に出願すれば、新規性及び独自性喪失の例外を受けて保護を受けることができる(表1のHisamitsuのLogoは発表前に出願されている)。

(5) 技術的機能によって定められた意匠及び相互連結の意匠(規則8条)

技術的機能のみによって定められた製品の外観の特徴(features of appearance of a product which are solely dictated by its technical function)には、意匠権による保護は認められない。ある機能を追求した場合に、他の意匠も考えられる場合(代替意匠が考えられる場合)、機能的でないと言えるか否かについては、今後欧州司法裁判所で判断されることになると思われる。

欧州共同体商標理事会指令3条1項(e)の「the shape of goods which is necessary to obtain a technical

result」については（機能的立体商標に関する絶対的拒絶事由）、Philips社の立体商標（髭剃りのヘッドの形状）に関する事件で、代替形状の存在を立証するのみでは同項の拒絶・無効理由は解消しないと、欧州司法裁判所で判断されている（In Case C-299/99 Koninklijke Philips Electronics NV v. Remington Consumer Products Ltd. June 18, 2002）。しかしながら意匠は商標と異なり権利期間が有限であるので異なった判断がなされる可能性が高いと考える。

いずれか一方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する（mechanically connected to or placed in, around or against another product so that either product may perform its function）製品の外観には意匠権による保護は認められない。いわゆる「Must Fit」排除の規定である。プラグのソケットとの勘合部分は、相互連結の意匠（Must Fit）に該当する。

但し、モジュラーシステム内（Modular System／構成単位）の相互に交換可能な製品の複数の組み立て又は連結を可能にするような意匠に該当する場合には（a design serving the purpose of allowing multiple assembly or connection of mutually interchangeable products within a modular system）、意匠権による保護が可能である。例えば、組立式棚（shelving arrangements）、Lego社のおもちゃブロックが該当する。Lego社のおもちゃブロックは、その製品の主目的が勘合することにあることにより保護除外の例外とされている。Lego社のロビー活動もあったようであり、本条は、「Lego Clause」と呼ばれている。

規則8条は、図形商標等を保護する場合には該当事例が想定しにくい、立体商標を意匠として保護する場合には、本規則に該当する場合がでてくる。

(6) 公序良俗違反（規則9条）

公序良俗に反する意匠（designs contrary to public or morality）には、意匠権の保護は認められない。規則のベースとなった「グリーンペーパー」⁽²⁾は、「公衆を憤慨させる明白な意図をもって製品を装飾するナチスのシンボル」をあげている（AIPPI日本部会発行「特許庁委託平成14年度工業所有権各国比較調査研究等事業『EU意匠規則成立後の欧州における意匠制度に関する調査研究報告書（茶園茂樹大阪大学教授執筆分）』14頁）。

(7) 先願主義（規則25条）

先行する意匠権、商標権、著作権と抵触する図形商

標等は、無効請求の理由となる。詳細については、後述「5. 欧州共同体登録商標と欧州共同体登録意匠との抵触と調整」参照。

3. 欧州共同体登録意匠の保護範囲

(1) 存続期間

登録共同体意匠権の存続期間は、OHIMへの出願の日（優先日ではない）から5年間であり、最長25年間まで更新できる（規則12条）。

更新申請は、保護が終了する月の末日前6ヵ月以内に行う。満了後6ヵ月以内は追加料金を支払うことにより更新可能（規則13条3項）。

(2) 権利の効力

登録共同体意匠権は、意匠権者に意匠を使用し、第三者が自己の承諾を得ずにこれを使用することを阻止する排他権（exclusive right）を与える。すなわち、権利の性質は、独自創作にも権利の効力が及ぶ遮断効のある権利である⁽³⁾。

「使用」には、意匠が組み込まれた又は利用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは使用、または、これらの目的のためにその製品を保管することが含まれる（規則19条）。

権利の効力の及ぶ地域は、欧州共同体加盟国15ヵ国であり、2003年5月1日には、10ヵ国が追加される予定である。旧植民地はEU加盟国でないため、これらの国に権利の効力が及ばない。これらの国に意匠権を確保したい場合には、各国毎の意匠権を取得する必要がある。例えば、ベリーズ、ウガンダ、スワジランド、ケニア、ドミニカについては、英国の登録が、タヒチ、ニューカレドニアについては、フランスの登録が必要となる。

欧州共同体加盟国15ヵ国 —Austria, Belgium, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Ireland, Italy, Luxembourg, The Netherlands, Portugal, Spain, Sweden, United Kingdom

2004年5月1日より追加される加盟国 —Cyprus, Czech Republic, Estonia, Hungary, Latvia, Lithuania, Malta, Poland, Slovak Republic, Slovenia

情報に通じた使用者に対して、登録意匠と異なった全体的印象を与えない意匠について、意匠権の保護範囲が及ぶ（規則10条1項）。意匠権の保護範囲を評価する場合には、意匠を開発する際の意匠創作者の自由度（機能性、先行意匠）を考慮する。保護要件の独自

性（規則4条, 6条）と同じ規定ぶりになっており、登録排除の範囲と権利の効力範囲が日本と異なり一致している。

表2は、日本、米国、欧州、中国の意匠権侵害の基

準を条文、判決例、裁判所のガイドラインを参考にまとめたものである。日本と中国は、物品の同一又は類似が意匠権侵害の重要な要件となるが、米国と欧州共同体意匠規則では、特にそのような要件はない。

表2 日・米・欧・中における意匠権侵害の基準比較表

日本 ⁽⁴⁾	米国 ⁽⁵⁾	欧州共同体意匠規則 ⁽⁶⁾	中国 ⁽⁷⁾
<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品の同一又は類似 ■ 一般需要者 ■ 美感の類否 ■ 公知例との関係のみをみて要部を認定 ■ 共通点が相違点を凌駕しているか否か 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Ordinary Observer ■ とり間違えるか否か ■ イ号意匠が登録意匠の新規な部分をもっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Informed User ■ 全体的印象が同じか否か ■ 意匠を開発する際の意匠創作者の自由度を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品の同一又は類似 ■ 一般消費者 ■ 全体観察により同一の美感を有するか否か ■ イ号意匠が登録意匠の創作部分（要部）を剽窃、模倣したか否か

(3) 権利の効力の制限

先使用権者には、権利の効力が及ばない（規則22条）私的かつ非商業的使用、実験目的の行為、引用又は教育目的の複製等については、権利の効力が及ばない（規則20条）

欧州域内消尽の考え方が適用される（規20条）。国際消尽の考え方をとっていないので、欧州域外からの並行輸入品の輸入を阻止できる。

(4) 権利の譲渡・ライセンス・担保

① 譲渡（規則28条）

譲渡の対象は加盟国全体で、欧州共同体の特定国のみの譲渡はできない。

多意匠1出願で登録された意匠については、1部の意匠権の譲渡も可能。

② ライセンス（規則32条）

特定国のみをライセンスの対象とできる。

多意匠1出願で登録された意匠については、1部の意匠権のライセンスも可能である。

ライセンスは、独占的なものと非独占的なものがある。

ライセンス契約に別段の定めがない限り、非独占的ライセンシーは、権利者の同意なしに侵害訴訟を提起することはできない（規則32条2項）。

独占的ライセンシーは、侵害訴訟に関する通告を意匠権利者に与えたにもかかわらず、権利者が適切な期間内に訴えを提起しなかった場合、自ら侵害訴訟を提起できる（規則32条2項）。

③ 担保（規則29条）

登録共同体意匠は、担保の対象となる。

4. 欧州共同体登録商標との比較

(1) 登録共同体意匠で図形商標等を保護した場合のメリット

図形商標等を登録共同体意匠として保護した場合、商標のように指定商品毎ではなく、製品（商品）の限定なく登録することができ、その効力も全体的印象が異ならない限り、あらゆる製品（商品）に及ぶことになる。

また、商標のように、侵害の要件として、商標的使用態様での使用も要求されず、未使用でも権利は取り消されない。また、「混同」が侵害要件でないため、侵害者側からの打ち消し表示の抗弁に対しても対抗しやすい。

存続期間が出願日から25年間という限定があるものの、商標と比べると安いコストで幅広い保護を受けることができ、登録共同体意匠は、図形商標保護の新たな道具として利用価値は高いと言えよう。特に、図形商標等を商品化権として利用し、さまざまな商品に意匠的に使用する場合には、そのメリットは大きい。英国の著名なサッカーチームである Arsenal が、下記の図案化文字商標「Arsenal」（登録第3001160号）を英国で意匠登録したのもこのような事情であろう⁽⁸⁾。



(2) 登録共同体意匠で図形商標等を保護する場合の留意点

図形商標等を登録共同体商標で保護した場合と登録

共同体意匠で保護した場合には、後願登録排除効、権利範囲が異なるので、あくまでも、登録共同体意匠は、図形商標等の保護としては登録共同体商標制度の補完として利用する必要がある。

欧州共同体登録商標の場合、外観、観念、称呼が後願登録排除及び権利範囲の解釈に影響を与えるが、共同体登録意匠の場合には、外観のみである。表1にある共同体意匠と同じ観念、称呼の図形商標等が共同体意匠として登録されても、外観が異なる場合には、登録を無効とすることも、意匠権侵害を問うこともできない。

欧州共同体登録商標の場合、識別力のある部分が要部となるが、登録共同体意匠の場合には、新規な部分が要部となる。

欧州共同体登録商標の場合には、「混同の可能性 (likelihood of confusion on the part of the public; includes the likelihood of association between the sign and the trademark)」が侵害の基準となるが、登録共同体意匠の場合には、「全体的印象 (overall impression)」が侵害の基準となる。

下記5. で述べるように、先行する商標と抵触する共同体登録意匠は無効とされる。

(3) 図形商標等の調査範囲の拡大

今後は、図形商標等を採択するにあたって、図形商標等が意匠として登録されているか否か、商標の調査の他に、欧州共同体登録意匠及び欧州共同体加盟国各国の意匠登録の調査が必要となる。

表3 欧州共同体意匠規則による商標の登録のメリットと留意点

メリ ッ ト	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ■製品名「Logos」として登録でき、あらゆる商品に権利が及ぶので商品化事業に最適。 ■侵害事件において商標的使用態様か否か問われない。 ■侵害事件において侵害者の打ち消し表示の抗弁に対しても対抗できる。 ■使用していなくとも権利行使が可能。 ■使用していなくとも権利を維持できる。 ■共同体登録商標に比べ安いコストで全ての商品についての保護が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■あくまでも意匠として保護するので、後願登録排除、侵害の判断に、観念、称呼は考慮されない。 ■識別力のある部分ではなく、新規な部分が要部となる。 ■侵害の基準は、全体的印象であり、混同の可能性ではない。 ■新規性、独自性のない商標は登録無効となる。 ■先行する商標(商品・役務を問わない)と抵触する場合には無効理由となる。

5. 欧州共同体登録商標と欧州共同体登録意匠との抵触と調整

欧州共同体登録商標と欧州共同体登録意匠との抵触関係は、日本が、出願日を基準に権利の効力の制限規定により調整しているのと異なり(意匠法26条)、権利を無効にすることにより調整している。

無効請求は欧州共同体商標意匠庁(OHIM)の無効部が管轄するが(規則52条)、意匠権侵害訴訟における答弁(Plea)、反訴(Counterclaim)においても無効を主張し、裁判所が無効を判断できる(規則24条, 85条)。

図案化文字商標及び図形商標からなる共同体意匠の場合、加盟国の又は欧州共同体商標規則による先行する文字商標や図形商標の登録がある場合には(商品・役務の分類は問わない)、その登録はOHIMに対する無効請求によりまたは裁判所の無効宣言により無効となる。図形商標等を欧州共同体意匠規則で登録できれば、広い範囲の権利を得ることができるが、その分、無効になる可能性も高い。

(1) 以下の場合、欧州共同体登録意匠は無効となる(EU意匠規則25条)。

- 意匠との関係 —先行する加盟国の出願・登録意匠、欧州共同体意匠規則の出願・登録意匠と抵触する場合。
- 商標との関係 —先行する加盟国の商標権、欧州共同体商標規則の商標権と抵触する場合。
- 著作権との関係 —先行する加盟国の著作権と抵触する場合。

(2) 以下の場合、欧州共同体登録商標は無効となる(EU商標規則52条2項)。

- 先行する他人の著作権と抵触する商標
- 先行する他人の工業所有権(意匠が含まれる)と抵触する場合

注

(1) 物の自由な移動 (free movement of goods) を可能とする欧州共同体域内の市場の単一化を目指すために、加盟国各国の法律の共通化 (approximation) が図られている。欧州の意匠制度については、1999年11月17日に欧州議会・

- 理事会指令 (DIRECTIVE 98/71 EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL OF 13 OCTOBER 1998 ON THE LEGAL PROTECTION OF DESIGNS) が発効し、加盟国は2001年10月28日までにこの指令に基づき自国の意匠制度を整備する必要があった。しかしながら、現在のところ、イタリア、フランス、デンマーク、英国は法改正を終えているが、ドイツ等法改正を終えていない国もある。欧州共同体全域 (15カ国) をカバーする意匠制度に関する欧州共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No6/2002 of 12 December 2001 on Community designs) は、2001年12月12日に成立し、無方式で権利が発生する非登録共同体デザイン権については、2002年3月6日に施行されており、出願・登録を必要とする登録共同体意匠権については、2003年4月1日から欧州共同体商標と同様にスペインの観光地アリカンテにある OHIM (Office for Harmonization in the Internal Market/Trademarks and Designs/欧州共同体商標意匠庁) で出願の受付が正式に開始された。2003年4月7日現在約2000件の出願があり (ドイツ24%、英国12%、米国6%、日本3%の順)、登録第1号は、カシオの電子計算機 (登録第13号)-代理人 R.G.C.Jenkins&Co (英国) であった (Dr. Martin Schlotelburg 「欧州共同体意匠の最初の経験」 AIPPI (2003) Vol.48 No.4)。なお、加盟国は2004年5月1日には25カ国へ拡大される予定である。
- (2) Commission of the European Communities, Green Paper on the Legal Protection of Industrial Design (June 1991), 佐藤恵太中央大学教授「EC 統一デザイン規則に関するグリーン・ペーパーについて」 DESINGPROTECT16号 (1991年)、満田重昭千葉大学名誉教授「マックスプランク研究所の欧州意匠法草案のうちて—1990年リングベルグ・シンポジウム—」 DESIGNPROTECT 13号, 14号, 15号 (1991年) 参照。
- (3) なお、保護期間が3年間で、無方式で権利の発生する非登録デザイン権は、著作権と同様の独自創作には権利の効力が及ばない相対的な権利である (規則11条)。
- (4) ホース事件昭和49年3月19日最高裁判決は、「意匠法3条1項3号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている (意匠法23条) とことから、右のような物品について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し」と判示する。また、自走式クレーン事件平成10年6月18日東京高裁判決は、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者、需要者の最も注意を引きやすい部分を意匠の要部として把握し、要部において構成態様を共通にし、全体として観察した場合に、看者に共通の美感を与え、相違点が、共通の美感を凌駕し、別異の美感をもたらさない場合には、類似すると判示している。
- (5) The Eye of the Ordinary Observer Test (Gorham Mfg. Co. v. White, 81 U.S.(14 Wall.) 511, 20 L.Ed. 731 1872) 「If, in the eye of an ordinary observer, giving such attention as a purchaser usually gives, two designs are substantially the same, if the resemblance is such as to deceive such an observer, inducing him to purchase one supposing it to be the other, the first one patented is infringed by the other.」及び The Point of Novelty Test (Litton Systems, Inc. v. Whirlpool Corp., 728 F.2d 1423, 1444 Fed. Cir. 1984) 「The accused device must appropriate the novelty in the patented device, which distinguishes it from the prior art.」が米国における意匠権侵害の重要な基準となっている。
- (6) 欧州共同体意匠規則10条 (保護範囲) は、「The scope of the protection conferred by a Community design shall include any design which does not produce on the informed user a different overall impression. In assessing the scope of protection, the degree of freedom of the designer in developing his design shall be taken into consideration.」と規定する。
- (7) 2001年10月9日北京市高級人民法院発表の「特許権侵害認定ガイドライン (判断指針) 62条乃至69条」岩井智子訳・韓登蒼校閲「中国初の特許権侵害認定ガイドライン」 AIPPI (2002) Vol.47 No.2
- (8) Arsenal Football Club plc と土産物屋店を営し「Arsenal」の表示を付した土産物や記念品を1970年以来販売している Matthew Reed 氏との紛争については、David Rose 「アーセナル商標問題—Reed 氏、高等院において遅い勝ち点」、「欧州司法裁判所—Arsenal Football Club plc v Matthew Reed 事件 (C-206/01) に対する欧州司法裁判所判決について」 CIPIC ジャーナル Vol.132 (2003年1月) を参照。本件では、イングランド高等法院が、Reed 氏のお土産物や記念品への「Arsenal」の使用は商標の使用として認識されないとして、Arsenal Football Club plc の商標権侵害及び Passing Off の主張は認められないとの判断を示し、その後、本件は欧州理事会指令に関連する案件であったため、欧州司法裁判所に付託された。しかしながら、イングランド高等法院は、事実関係に立ち入った欧州司法裁判所の意見 (2002年11月12日) を、管轄を逸脱していると斥け、Reed 氏に有利な判決を下した (2002年12月12日)。その後、控訴院 (Court of Appeal) は、欧州司法裁判所の意見を取り入れ、商標権侵害か否かを判断する場合に考慮しなければならないのは、「問題となっている使用が、商標の使用 (trade mark use) に該当するか否か」ではなく、「商品の出所を保証する機能を害するか否か」であるとして、Arsenal Football Club plc に有利な判決を下した (2003年5月21日)。但し、本件は、貴族院 (House of Lords/連合王国の最高裁判所の地位にある) へ上訴される可能性がある。

(原稿受領 2003. 6. 23)